

「農林土木業務委託共通仕様書」の改正新旧対照表(R1.6)

頁	改正前	改正後
測量 共通編 5	測量業務共通仕様書 第1編 共通編 第11条 提出資料 3 受注者は、受注時又は変更時において契約金額が500万円以上の業務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約締結後10日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から10日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後10日（休日等を除く）以内に、監督員の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする。 また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督員に提示しなければならない。なお、変更時と完了時の間が15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提示を省略できるものとする。なお、受注者が公益法人の場合はこの限りでない。	測量業務共通仕様書 第1編 共通編 第11条 提出資料 3 受注者は、受注時又は変更時において契約金額が500万円以上の業務について、業務実績情報システム（ <u>以下「テクリス」という。</u> ）に基づき、受注・変更・完了・ <u>訂正時</u> に業務実績情報として <u>作成した</u> 「登録のための確認のお願い」を <u>テクリスから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けた上で</u> 、受注時は契約締結後10日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から10日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後10日（休日等を除く）以内に、 <u>訂正時は適宜</u> 、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする。 また、 <u>登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に監督員にメール送信される。</u> なお、変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の <u>登録申請</u> を省略できるものとする。 <u>また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。</u> なお、受注者が公益法人の場合は <u>登録を省略できるものとする。</u>
測量 共通編 6	第14条 資料等の貸与及び返却 1 監督員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料等を、受注者に貸与するものとする。	第14条 資料等の貸与及び返却 1 監督員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料等を、受注者に貸与するものとする。 <u>なお、貸与資料は、業務着手時に受注者に貸与することを原則とし、これによらない場合は、業務着手時に貸与時期を受発注者間で協議する。</u>
測量 共通編 11	第29条 再委託 2 契約書第7条第3項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、トレース、資料の収集、単純な集計、模型製作、速記録の作成、翻訳、アンケート票の配布、電子納品の作成補助などの簡易な業務、その他特記仕様書に定める事項とする。	第29条 再委託 2 契約書第7条第3項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、トレース、資料の収集、単純な集計、模型製作、速記録の作成、翻訳、アンケート票の配布、電子納品の作成補助などの簡易な業務、 <u>測量機器等の貸借</u> 、その他特記仕様書に定める事項とする。
設計 共通編 7	設計業務共通仕様書 第1編 共通編 第10条 提出資料 3 受注者は、受注時又は変更時において契約金額が500万円以上の業務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約締結後10日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から10日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後10日（休日等を除く）以内に、監督員の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする。 また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督員に提示しなければならない。なお、変更時と完了時の間が15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提示を省略できるものとする。なお、受注者が公益法人の場合はこの限りでない。	設計業務共通仕様書 第1編 共通編 第10条 提出資料 3 受注者は、受注時又は変更時において契約金額が500万円以上の業務について、業務実績情報システム（ <u>以下「テクリス」という。</u> ）に基づき、受注・変更・完了・ <u>訂正時</u> に業務実績情報として <u>作成した</u> 「登録のための確認のお願い」を <u>テクリスから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けた上で</u> 、受注時は契約締結後10日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から10日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後10日（休日等を除く）以内に、 <u>訂正時は適宜</u> 、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする。 また、 <u>登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に監督員にメール送信される。</u> なお、変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の <u>登録申請</u> を省略できるものとする。 <u>また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。</u> なお、受注者が公益法人の場合は <u>登録を省略できるものとする。</u>
設計 共通編 8	第13条 資料等の貸与及び返却 1 監督員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料等を、受注者に貸与するものとする。	第13条 資料等の貸与及び返却 1 監督員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料等を、受注者に貸与するものとする。 <u>なお、貸与資料は、業務着手時に受注者に貸与することを原則とし、これに依らない場合は、業務着手時に貸与時期を受発注者間で協議する。</u>

頁	改正前	改正後																														
設計 農地編 9	<p>第2編 農地編 第1章 設計業務等一般 主要技術基準及び参考図書一覧</p> <table border="1" data-bbox="240 317 1516 426"> <thead> <tr> <th>番</th> <th>図 書 名</th> <th>制定年月</th> <th>制 定</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>その他の図書(主なもの)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>コンクリート標準示方書 [維持管理編]</td> <td>H25. 10</td> <td>土木学会</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	番	図 書 名	制定年月	制 定	備 考		その他の図書(主なもの)					コンクリート標準示方書 [維持管理編]	H25. 10	土木学会		<p>第2編 農地編 第1章 設計業務等一般 主要技術基準及び参考図書一覧</p> <table border="1" data-bbox="1561 317 2837 426"> <thead> <tr> <th>番</th> <th>図 書 名</th> <th>制定年月</th> <th>制 定</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>その他の図書(主なもの)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>コンクリート標準示方書 [維持管理編]</td> <td>H30. 10</td> <td>土木学会</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	番	図 書 名	制定年月	制 定	備 考		その他の図書(主なもの)					コンクリート標準示方書 [維持管理編]	H30. 10	土木学会	
番	図 書 名	制定年月	制 定	備 考																												
	その他の図書(主なもの)																															
	コンクリート標準示方書 [維持管理編]	H25. 10	土木学会																													
番	図 書 名	制定年月	制 定	備 考																												
	その他の図書(主なもの)																															
	コンクリート標準示方書 [維持管理編]	H30. 10	土木学会																													
地質 共通編 6	<p>地質・土質調査業務共通仕様書 第1編 共通編 第11条 提出資料</p> <p>3 受注者は、受注時又は変更時において契約金額が500万円以上の業務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約締結後10日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から10日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後10日（休日等を除く）以内に、監督員の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする。また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督員に提示しなければならない。なお、変更時と完了時の間が15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提示を省略できるものとする。なお、受注者が公益法人の場合はこの限りでない。</p>	<p>地質・土質調査業務共通仕様書 第1編 共通編 第11条 提出資料</p> <p>3 受注者は、受注時又は変更時において契約金額が500万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後10日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から10日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後10日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする。また、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に監督員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。なお、受注者が公益法人の場合は登録を省略できるものとする。</p>																														
地質 共通編 7	<p>第14条 資料等の貸与及び返却</p> <p>1 監督員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料等を、受注者に貸与するものとする。</p>	<p>第14条 資料等の貸与及び返却</p> <p>1 監督員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料等を、受注者に貸与するものとする。なお、貸与資料は、業務着手時に受注者に貸与することを原則とし、これに依らない場合は、業務着手時に貸与時期を受発注者間で協議する。</p>																														
地質 共通編 8	<p>第18条 成果物の提出</p> <p>4 受注者は、「地質・土質調査成果電子納品要領（国土交通省）（以下「要領」という。）」に基づいて作成した電子データにより成果物を提出するものとする。「要領」で特に記載が無い項目については、監督員と協議の上決定するものとする。なお、電子納品に対応するための措置については「静岡県電子納品運用ガイドライン」に基づくものとする。 <u>（新設）</u></p>	<p>第18条 成果物の提出</p> <p>4 受注者は、「地質・土質調査成果電子納品要領（国土交通省）（以下「要領」という。）」に基づいて作成した電子データにより成果物を提出するものとする。要領で特に記載が無い項目については、監督員と協議の上決定するものとする。なお、電子納品に対応するための措置については「静岡県電子納品運用ガイドライン」に基づくものとする。</p> <p>5 受注者は機械ボーリングで得られたボーリング柱状図、土質試験結果一覧表の成果について、（一財）国土地盤情報センターによる検定を受けたうえで、発注者に提出するとともに、国土地盤情報データベースに登録しなければならない。なお、受注者は、納品の際に、（一財）国土地盤情報センターから受領した検定証明書を要領に規定される OTHERS フォルダに格納することで、成果が検定済みであることを報告する。</p>																														
地質 農地編 17	<p>第2編 農地編 第7章 物理探査 第1節 弾性波探査 第2条 業務内容</p> <p>1 探査は、火薬の爆発等によって発生する弾性波を測定するものとし、測線位置、延長及び探査深度は、設計図書等による。</p> <p>2 測線計画及び起振計画作成のために現地の状況を把握するものとする。</p> <p>3 既存資料の整理・検討を行い、現地踏査結果を踏まえ、測線計画及び起振計画を作成するものとする。</p> <p>4 測線計画によって決定された測線長、方向及び測線数に基づき、現地で測量を行い、測線の両端、交点及び測点等に木杭を設置して測線を設定するものとする。</p> <p>5 起振計画において決定された起振方法により、往復観測を行うものとする。</p> <p>6 観測の結果に基づき、走時曲線図及び速度層断面図を作成し、地山の弾性波速度と地質及び地層の力学的性質の判定を行うものとする。</p> <p>7 調査結果の評価、考察、検討を整理して報告書としてとりまとめるものとする。</p>	<p>第2編 農地編 第7章 物理探査 第1節 弾性波探査 第2条 業務内容</p> <p>1 業務の目的・主旨を把握したうえで、特記仕様書に示す業務内容を確認し、業務計画書を作成するものとする。</p> <p>2 測線計画及び起振計画作成のために現地の状況を把握するものとする。</p> <p>3 既存資料の整理・検討を行い、現地踏査結果を踏まえ、測線計画及び起振計画を作成するものとする。</p> <p>4 測線計画によって決定された測線長、方向及び測線数に基づき、現地で測量を行い、測線の両端、交点及び測点等に木杭を設置して測線を設定するものとする。</p> <p>5 起振計画において決定された起振方法により、往復観測を行うものとする。</p> <p>6 観測の結果に基づき、走時曲線図及び速度層断面図を作成し、地山の弾性波速度と地質及び地層の力学的性質の判定を行うものとする。</p> <p>7 計画準備、測線設定、観測、解析について照査するものとする。</p>																														

頁	改正前	改正後
		8 調査結果の評価、考察、検討を整理して報告書としてとりまとめるものとする。
工事 監理 6・7	様式第1号、2号 平成	様式第1号、2号 (削除)
様式等	平成	(削除)